

**真の地方分権を実現するための地方財政・地方交付税の
改革を求める意見書**

地方分権改革は、国と地方のあり方を再構築し、分権型社会システムを確立するための重大な改革である。しかし、第1期の「三位一体の改革」では3兆円の税源移譲はほぼ達成したものの、国庫補助負担金の多くは負担率を引き下げただけで、依然、国の強い関与の維持が図られるなど地方の自由度は高まったとは言えない。

このような中、政府は、今月末にも策定する予定の「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」において、国と地方の税財政改革の方向を改めて示そうとしている。とりわけ、地方交付税については、制度の見直しや総額削減等による一方的な抑制の議論もなされているが、地方交付税の本質はもとより、地方歳出の7割以上が国関連事業で占められている現状、懸命な行財政改革への取り組みによって国を上回る歳出削減をしてきた経緯等を全く無視し、国の責任を単に地方に転嫁しようとするものであり、断じて受け入れられるものではない。

よって、国におかれては、国と地方の役割分担の明確化により、二重行政の排除や国の過剰な関与の撤廃、真に国が責任を持って負担すべき分野以外の国庫補助負担金制度の廃止はもとより、国と地方の歳出比を踏まえた税源移譲による地方税の充実、地方の財源不足に対する地方交付税の恒久的な法定率の引き上げなど真の地方分権を実現する地方財政・地方交付税の改革に取り組まれるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年6月27日

衆議院議長	河野 洋平	} 様
参議院議長	扇 千景	
内閣総理大臣	小泉 純一郎	
内閣官房長官	安倍 晋三	
総務大臣	竹中 平蔵	
財務大臣	谷垣 禎一	
経済産業大臣	二階 俊博	
内閣府特命担当大臣 (金融経済財政政策)	与謝野 馨	

兵庫県たつの市議会議員 竹内 豊